

府中市公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

令和 6 年 6 月 20 日

広島県府中市長 小 野 申 人



1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめマート府中

広島県府中市市須町字北篠溝口 3 1 7 番地 1 外

2 変更した事項

(変更前)

小売業者			住 所
名称	役職	代表者	
株式会社イズミ	代表取締役 社長	山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
株式会社 不二家神戸	代表取締役	高田 裕幸	神戸市西区高塚台五丁目 4 番地 1
株式会社大創産業	代表取締役	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号
砂本 光徳		砂本 光徳	広島県府中市鶴飼町 574-13

(変更後)

小売業者			住 所
名称	役職	代表者	
株式会社イズミ	代表取締役 社長	山西 泰明	広島市東区二葉の里三丁目 3 番 1 号
株式会社 不二家神戸	代表取締役	八木 隆之	神戸市西区高塚台五丁目 4 番地 1
株式会社大創産業	代表取締役	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目 4 番 14 号

3 変更の年月日

(1) 令和 5 年 7 月 1 日（株式会社不二家神戸の代表者変更）

(2) 令和 5 年 7 月 31 日（砂本 光徳の退店）

4 変更の理由

小売業者の退店及び代表者の変更のため

5 届出年月日

令和6年6月17日

6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

府中市経済観光部商工労働課（府中市府川町315）

(2) 縦覧期間

令和6年6月20日から令和6年10月21日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 意見書の提出

法第8条第2項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限 令和6年10月21日

(2) 提出先 府中市経済観光部商工労働課